

## 障害のある学生の学修支援に関する覚え書き —基本的概念について—

佐川 繭子

### 【要 旨】

障害のある学生の学修支援にあたっての基本的概念を確認する。文部科学省「障がいのある学生の学修支援に関する検討会」の報告では、「障害のある学生」とは「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」のことを言い、障害とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を意味する。「障害」の内容は多様であるが、日本学生支援機構の調査によれば、高等教育機関に在籍する障害のある学生全員が支援を受けているわけではない。障害及び社会的障壁によって相当な制限を受ける者が支援を必要とするのであり、支援の現場では何が社会的障壁に相当するのか、それを除去するにはどうすればよいかを考えなければならない。また、障害者の権利に関する条約に示された合理的配慮という概念があり、支援の現場ではこの概念に沿って支援内容を検討する必要がある。精神障害のある学生の支援については、従来は障害に対して行うという認識がなされていない傾向にあり、今後の「障害のある学生」としての支援事例等の検討の進展が望まれる。

### 【キーワード】

障害のある学生 学修支援 障害 合理的配慮 障害者差別解消法

### はじめに

大学等の高等教育研究機関において障害のある学生の支援を担当する者は、様々である。教員、職員、専門家、非専門家。専門家にしても、対象とする障害の分野は限定されていることが多く、身体障害から精神障害まで網羅的に研究している者は少ないと考えられる。本学では学修支援センターが障害のある学生の学修支援に関わっているが、筆者はそこに所属するその道の素人であり、障害のある学生の学修支援に関して勉強中である。素人として関わっていると、不明な点や疑問点が出てくることが多く、たびたび基本事項に立ち返って考えたり検討したりすることになる。

現実的には、平成28年4月施行予定の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法と称す）<sup>(1)</sup>を見据えた取り組みが喫緊のものとなっている。平成24年6月には文部科学省「障がいのある学生の学修支援に関する検討会」<sup>(2)</sup>（以下、文科省検討会と称す）が発足しており、支援の現場ではこの検討会の報告や、日本学生支援機構（以下、JASSOと称す）の『教職員のための障害学生学修支援ガイド』<sup>(3)</sup>（以下、支援ガイドと称す）を参考にして取り組むことが多い。本稿では、主に平成24年12月の文部科学省「障害のある学生の学修支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」<sup>(4)</sup>（以下、「第一次まとめ」と称す）と支援ガイドを用いながら、支援にあたっての基本的な概念を確認

してゆく。

## 1、法律について

平成25年6月に障害者差別解消法が制定された。大学について言えば、障害者に対する差別的取扱いの禁止が法的義務となり、国公立大学は障害のある学生に対して合理的配慮をしなければならないという法的義務が、私立大学は同じく合理的配慮をするように努めなければならないという努力義務がそれぞれ定められたとされる<sup>(5)</sup>。その前提にあるのは障害者の権利に関する条約<sup>(6)</sup>(略称：障害者権利条約)であり、平成18年12月の国連総会で採択され、平成25年12月の国会において承認された。批准までに年数が経っているのは関連する法律の整備を進めていたからであり、この間に障害者基本法が改正され<sup>(7)</sup>、障害者差別解消法も制定された。前述の文科省検討会の基本的な考え方は障害者基本法に基づいている。

## 2、「障害のある学生」の定義

「第一次まとめ」には、

改正後の障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、社会的障壁とは「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。

したがって、本検討会において検討対象とする「障害のある学生」の範囲は、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」を対象とした。

とあり、「障害のある学生」の定義が示されている<sup>(8)</sup>。障害のみならず、「社会的障壁」と「相当な制限」という要素が加わって、支援対象となりうるのである。例えば、JASSOによる「平成24年度（2012年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」<sup>(9)</sup>（以下、実態調査と称す）によれば、大学、短期大学、高等専門学校<sup>(10)</sup>に在籍する障害学生の総数11768人中、支援障害学生の総数は6451人である。障害学生とは「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）」（実態調査2頁）であり、支援障害学生とは「学校に支援の申し込みがあり、それに対して学校が何らかの支援を行っている」（同前）障害学生のことである。この数字からは、障害があっても支援を受けていない学生が存在することがわかる。支援を受け

ていない学生の中には、そもそも支援が必要ではない（社会的障壁による相当の制限を受けていない）学生や、反対に支援が必要だが大学側の体制が整っていなかったり、支援を願い出るといふ考えが欠けていたり、願い出るのを躊躇している学生がいることが想定される。

また、障害に加えて社会的障壁による相当な制限を受けている、という要素があるのが「障害のある学生」と定義されても、そもそもいかなるものが「障害」なのかが素人には判然としない。障害者基本法の定義には「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」とあり、その範囲は広いことが理解できる。また、「実態調査」では、障害種別を①視覚障害②聴覚・言語障害③肢体不自由④病弱・虚弱⑤重複⑥発達障害（診断書有）⑦その他、としており、⑦その他に相当するのは「上記に相当しない障害（精神疾患・精神障害、慢性疾患・機能障害、知的障害、上記以外）」である。①から③は、他者から見て比較的障害の存在を認識しやすいものである。④「病弱・虚弱」は名称だけでは具体性が不明だが、内訳区分には病名等が示されている<sup>(11)</sup>。「実態調査」では、障害者基本法に見える「精神障害」が⑦その他扱いになり、精神障害に含まれている発達障害が単項化しているが、この点については後で触れる。まずは、実に多様な「障害」があることが確認できる。

多くの大学は、障害のない学生のことを想定して（というより、障害のある学生のことを想定せず）作られたものであるため、障害のある学生にとっては、そこにあるあらゆるものが社会的障壁になりうる。障害のある学生の側に立って、何が社会的障壁になっているのかを考えることが必要である。例えば、聴覚障害があり手話を他者とのコミュニケーション手段としている学生が、音声コミュニケーションの手段としている教員の授業を履修する。この学生には教員の言っていることが理解できないが、それは多数の者が音声をコミュニケーション手段としているという慣行が社会障壁となっているからであると言える。この障壁によって、授業の理解を相当に制限されるのである。

### 3、「合理的配慮」の提供ということ

障害のある学生の支援に関わる資料を見ていると、よく目につくのが「合理的配慮」という語である。支援する上での基本概念であると言ってよい。この語の定義は障害者基本法ではなく、障害者権利条約に見える。障害者権利条約第二条定義に

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（下線部筆者）

とあり、教育と合理的配慮の関わりについて、第二十四条教育1に「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基

礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」とあり、2「締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。」(C)「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とある。では、いかなるものが合理的配慮に相当するのか、が議論されることになる。「第一次まとめ」は、

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とした。

としているが、「合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、合理的配慮の内容全てを網羅して示すことは困難」であるとも述べる。「障害のある学生」が抱えている障害や、学修を相当に制限する社会的障壁が「多様かつ個別性が高い」ものであるがゆえに、その具体的な対応である「合理的配慮」も「多様かつ個別性が高い」のである。支援をする側に必要なものは「多様かつ個別性が高い」合理的配慮を提供する能力、換言すれば広範な知識と柔軟な体制および「合理的配慮」であるか否かを判断する能力、適切な支援を提供する能力である。かなり高い能力が必要とされている。

ここで、先に挙げた聴覚障害のある学生を例にとると、授業に手話通訳をつけたり、学生に対してノートテイクによる支援をしたりすることが合理的配慮に当たる。身体障害の場合は社会的障壁やそれを除去する方法が比較的理解しやすいが、対応に苦慮することが想定されるのが精神障害である。例えば、うつ病に罹患しており、症状のために登校が困難なことが多く、欠席が続いてしまった場合はどうか。社会的障壁に相当しうるのは、出席する受講形式という大学の制度であろうか。「第一次まとめ」5. 大学等における合理的配慮(4)教育方法等には、「治療等のため学習空白が生じる学生等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫することが望まれる」とある。これに照らせば、障害及び社会的障壁によって規定回数受講できずに授業についていけないという相当な制限を受けた学生に対し、欠席した分を補講という形で配慮することが考えられるが、補講よりは講義内容の録画もしくは録音を提供した方が、当該授業の再現に近いのではなかろうか<sup>(12)</sup>。なお、この例について言えば、学生が障害によって欠席せざるを得ない状況であることを説明する診断書等が必要である。

また、社会的障壁の除去に該当する支援を行ったが、当該学生が試験では合格点に達することができずに単位を認定されないことも当然ありうる。大学側が提供するものはあくまでも障害のある学生が「他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するため」の支援であり、それ以上のものではない。先のうつ病の例で言えば、教育を受ける機会を保障したものの、学生の症状が悪化し全く勉強できずに不合格になる可能性はある。学力ではなく症状のために所定の成績を修められなかったとしても、大学側がで

きること、すべきことは学修の機会を保障するところまでである。障害等によっては、試験時間延長等の試験や成績評価方法に関わる配慮も想定されるが、支援できるのはそこまですべてであり、成績自体は当該学生が自分で修めなければならないのは言うまでも無い。

#### 4、途上にある「精神障害のある学生」の学修支援の検討

先に、実態調査の障害種別において発達障害以外の精神障害がその他扱いになっていることを指摘した。支援ガイドは視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、の五項目とは別に「参考情報（精神障害）」という項目を立てており、

従来、大学等では精神障害のある学生に対しては“障害者”としての支援を行なうというより、健康に問題を抱えた学生として保健管理センターや健康管理室の健康管理の中で、あるいは心に悩みを持つ学生として学生相談の枠組みで支援を行なってきたという経緯がありました。しかし2011年8月に改正された「障害者基本法」の障害者の定義に「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」と明記されたことから<sup>(13)</sup>、大学等でも障害のある学生としての支援を検討する必要性が生じ、本ガイドでも精神障害を取り上げることにしました。(203頁)

と述べ、また、

精神障害の学生への支援は、視覚障害の点字資料、聴覚障害への手話通訳、肢体不自由への車椅子のようなハード面での明確な支援は難しく、主にソフト面での配慮や相談が支援になりますが、大学等としてどのような病態や問題を持つ学生にどのような支援をすればよいかというコンセンサスはまだ十分にできていないのが実情です。(213頁)

と言う。支援は行われてきたが、「障害のある学生」の支援としては認識されていなかったということであり、「障害のある学生」としての支援事例の検討等は他の障害に比べて遅れていると言えよう。これに対して、発達障害は支援ガイド初版（平成21年10月）<sup>(14)</sup>から他の障害と並んで項目が立てられている。これは平成17年4月より発達障害者支援法<sup>(15)</sup>が施行されており、その第八条2に「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」とあることを承けていると考えられる。

さて、精神障害、精神疾患と言われても、素人にはどのようなものがそれに該当するのかがわからない。支援ガイドが取り上げているのは、①統合失調症、②うつ病、うつ状態や躁うつ病、③摂食障害（拒食症と過食症）、④パニック障害、全般性不安障害とアゴラフォビア（広場恐怖）、⑤対人恐怖・社会不安障害あるいは社交恐怖、⑥強迫性障害と不潔恐怖、⑦トラウマによる問題とPTSD（心的外傷後症候群）、⑧依存の問題（嗜癖（しへき）行動障害）、⑨心身症と身体表現性障害、⑩ボーダーラインあるいは境界例、⑪性同一性障害、⑫リストカットや自傷行為、⑬引きこもりや大学生の不登校、⑭高次脳機能障害、である<sup>(16)</sup>。⑫以下については、「WHOの精神障害の診断基準には含まれていないのですが、特に大学

生で問題となる行動上の障害として」(206頁)取り上げるとある。精神障害や精神疾患を含め、広く心の問題を抱えている学生の対応には留意が必要なことは言を俟たないが、そのことと「障害のある学生」としての対応には区別が必要なのではなからうか。例えば、支援ガイドには支援例として、「休学して入学時の友人と学年が離れてしまった場合、相談室で居場所を提供し、少しでも交友関係が持てるように支援する。また実験やゼミなどでも関係を作りやすい学生のグループに入れるよう配慮する」(216頁)とあるのだが、この場合は何が社会的障壁に該当するのか、素人は理解に苦しむ。人間関係に問題を抱えている学生や人づきあいが苦手な学生は、障害の有無に関わらず存在する。この事例が社会的障壁の除去に相当することを説明できなければ、他の学生に対して公平性を欠くのではなからうか。

実態調査によれば、平成24年度に大学、短期大学、高等専門学校に在籍する精神疾患・精神障害のある学生は1916人であり、支援障害学生は1097人である。①視覚障害②聴覚・言語障害③肢体不自由④病弱・虚弱⑤重複⑥発達障害(診断書有)それぞれの支援障害学生数と比較すると、精神障害・精神疾患のある支援障害学生数は⑥③に次ぐ多さである<sup>(17)</sup>。精神障害のある学生の学修支援については今後の研究の進展が待たれるが、支援の現場では障害のある学生に対する合理的配慮という基本認識を踏まえながら、個別の対応事例を積み上げてゆくしかない。

## おわりに

本稿では幾つかの基本的な考え方を確認したに過ぎず、実際の支援にあたってはこの他に検討すべきこと、理解すべき事が多々存在する。また、素人なりの理解であり、誤解もあるかと思う。大方の叱正を乞う次第である。

「障害のある学生」の定義、「障害」の内容を確認した過程で思うことは、個々の教職員が「障害」や「障害のある学生」を認識することの難しさである。学生が授業担当教員に対して個別に診断書等を持参し、そこに見知らぬ病名が書かれていた時、教員にはそれが障害に相当するのか否かは俄には判断できないであろう。また、学生によってはどのような支援が必要なのかを明確にできずに、「単位が欲しいと言っているのか」と教員に誤解される場合もあろう。当該学生が支援対象であるか、どのような支援が必要か、の検討を個々の教職員に委ねることは難しい。学校の構成員には障害のある学生の学修支援についての理解を求めると同時に、学校側は支援のしくみを明確にして個々の教職員や学生が困惑することのないようにしなければならない。今後、本学学修支援センターとしても、学内における共通認識の形成を促進していきたい。

注

- (1) <http://law.e-gov.go.jp/announce/H25H0065.html>
- (2) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/gakuseishien/shugaku/](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/shugaku/)
- (3) 平成21年10月発行。平成24年3月に平成23年度改訂版が発行され、[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/guide/top.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html)からダウンロードできる。本稿で言う支援ガイドは、特に注記のない限り改訂版を指す。
- (4) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/12/1329295.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)
- (5) 「第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」とあるのは、国公立大学に相当し、「第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」とあるのは、私立大学に相当する。(下線部筆者)
- (6) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22\\_000599.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page22_000599.html)
- (7) 最終改正は平成23年8月5日。<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0084.html>
- (8) なお、「第一次まとめ」では検討対象となる「学生」の範囲についても示しているが、本稿では割愛する。
- (9) 平成25年3月。[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/chosa1201.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/chosa1201.html) よりダウンロード可。
- (10) 実態調査の対象校は1198校、回答校1197校。
- (11) 「以下のいずれかに該当している者○心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者○身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者又は、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者」とある。
- (12) 担当教員が何校も掛け持ちしている非常勤教員であって補講時間の調整がつかない場合や、必要な補講回数が多いために特定の教員に過度の負担となる場合も想定され、補講の方が大学側にとっては負担になると言える。
- (13) なお、改正前の障害者基本法の障害者の定義には「身体障害、知的障害又は精神障害」とある。障害者基本法の一部を改正する法律案新旧対照表参照。<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/shinkyu.html>
- (14) [http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/guide/top.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html) よりダウンロード可。
- (15) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm)
- (16) 支援ガイドの定義と対象には、「精神障害は日本では「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の第一章第五条に『この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。』と比較的重い病態を念頭に定義されています。一方、世界保健機構（WHO）による国際疾患分類（ICD-10）やアメリカ精神医学会の定めた精神障害の診断の手引き（DSM-IV）ではもう少し広くとらえ、精神と行動の障害としてほとんどの精神疾患をあげています。ここでは学生でよくみられ、精神科医療の対象となる「心の病気」を精神障害として広く取り上げることになります。」(203頁) とある。

(17) 発達障害（診断書有）は1291人、肢体不自由は1255人。